

第 2 5 号議案

亀岡市河原林生涯学習センターに係る 指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 亀岡市河原林生涯学習センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
 河原林町自治会
- 3 指定の期間
 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで